

平成26年度 東日本高速道路株式会社
事業評価監視委員会

事業再評価における
「重点」審議案件の選定について

平成26年12月16日

あなたに、ベスト・ウェイ。



平成26年度 事業再評価における「重点」審議案件選定表(案)

◆重点審議抽出(事業再評価)

種別	評価対象区間	選定事業	該当項目数	事業計画・社会情勢変化が生じた著しい事業	特に事業規模が大きい事業(億円)	B/Cが1.0を下回る可能性がある事業	その他要因	備考
再評価	北海道横断自動車道 根室線 余市～小樽JCT		0		1,081	1.5		
	東北中央自動車道 相馬尾花沢線 南陽高島～山形上山		0		1,102	2.1		
	常磐自動車道 常磐富岡～新地	○	2	○	1,364	1.4	○	完了時期 常磐富岡～浪江間 未定→H27年GW前
	東関東自動車道 水戸線 三郷～高谷JCT	○	4	○	10,063	1.0	○	完了時期 H27年度→H29年度
	東関東自動車道 水戸線 鉾田～茨城町JCT	○	1	○	486	2.6		完了時期 H27年度→H27年度※

注1)備考欄は、前回再評価時点(平成23年)の完了時期から今回の完了時期で遅延箇所等を記載

注2)東関東自動車道 水戸線 鉾田～茨城町JCT の完了時期H27年度※は、用地取得等が速やかに進む場合を示す。

東日本高速道路(株)事業評価監視委員会審議方法

■審議方法

東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会の重点的かつ効率的な会議運営に資することを目的に、対象事業を「重点」「一般」に分け、審議を実施。

選定基準に該当する項目がある案件を「重点」審議案件として選定し、重点的に議論を行い対策方針(案)を決定するものとする。

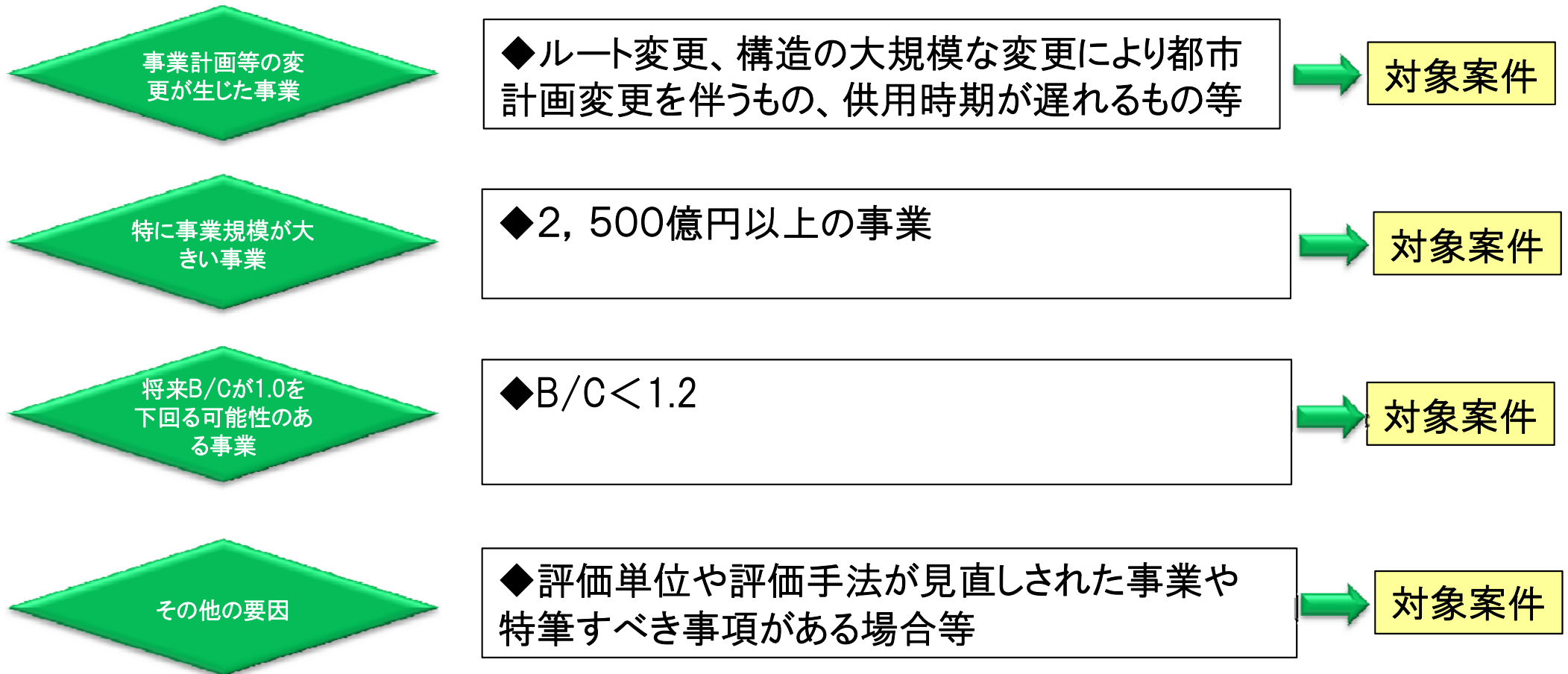
選定基準に該当する項目がない案件については「一般」審議案件とし、対応方針(案)を決定するものとする。

【委員会での審議の位置付け】

○東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会運営要領

第7条 本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は委員会の審議で決定する。

「重点」審議案件の選定基準の考え方



原則として、上記選定基準に該当する項目がある場合には「重点」審議案件とするが、「一般」審議案件についても委員より「重点」審議案件として選定すべきとの提案があった案件については、「重点」審議案件とする。